

令和 5 年 6 月 18 日現在

機関番号：32630

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13520

研究課題名（和文）国連憲章の事実上の変容に関する総合的研究 公的機関性と応答性に着目して

研究課題名（英文）Integrated Study on de facto transformation of the Charter of the United Nations

研究代表者

佐藤 量介（Sato, Ryosuke）

成城大学・法学部・准教授

研究者番号：10707342

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：国連憲章の事実上の変容を、憲法学上の「憲法変遷」を類推適用することで理論的に考察し、同理論を国際法次元に類推適用する上での理論的課題を提示した。また、現行の国際組織法理論を批判しつつ、その解決策の一つとして公法理論の導入を試みた先行研究の方法論的・理論的問題を批判的に検討し、国際組織法理論へのあるべき公法理論の導入方法について、「存在論的・目的論的・義務論的」アプローチの必要性など幾つかの方向性を示した。

さらに、国際組織法の解釈とその発展・変容にも、「解釈共同体」といった多元的な解釈主体とそれらによる複合的な解釈の相互作用が何らかの影響を与えている可能性を強く認識するに至った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

設立文書に基づく国際組織の実施の活動・実行の法的評価が国際法解釈の枠組みでは問題を生じつつも、グローバル社会のアクター・受益者の目線・要請からは更に柔軟・実効的であることが求められているという対立的な問題状況に対し、「変遷」という解釈論と立法論の架橋的理論枠組みを用いることで、国際組織の法理論研究がこの対立状況を止揚できる可能性に光を当てたこと、また、「変遷」理論の国際法次元への導入にあたり、グローバル公法・公法再検討論の研究成果に照らしてその要件である「法的確信」をグローバル社会の現状・構造の反映としての「承認」に修正し得る可能性を示したこと、以上が本研究成果の学術的意義である。

研究成果の概要（英文）： This research theoretically examined the de facto transformation of the UN Charter by applying the "constitutional transformation" theory in constitutional law and presented the theoretical issues in applying the said theory mutatis mutandis to the international law dimension.

In addition, it critically examined the methodological and theoretical problems of previous studies that attempted to introduce public law theory as a solution to the problem in functionalist approach to international organizations and indicated the necessity of an "ontological, teleological, and deontological" approach to the ideal way to introduce public law theory into international organization jurisprudence.

Furthermore, it shed light on the possibility that the interaction of multiple interpretative entities such as "interpretive communities" and their complex interpretations may have some influence on the interpretations of international organizational law and its development and transformation.

研究分野：国際法学

キーワード：国連 安保理 許可 例外 武力行使 同意 法解釈 変遷

## 1. 研究開始当初の背景

普遍的国際組織としての国際連合(国連)は、法的にも現実的にも様々な問題を抱えつつ、国際社会が直面する多くの課題に対応してきた。その中には、国連平和維持活動、多国籍軍への武力行使の許可(authorization)、旧ユーゴスラヴィア紛争とルワンダ内戦に関する2つの特別刑事裁判所の設置など、国連憲章(憲章)に明示的な根拠がないにもかかわらず実施された実行もある。それらの実行は、法的な観点からいえば、国連の任務及び権限を規定し、その活動を規律する設立文書を、国連の諸機関又は加盟国が、柔軟にあるいは創造的・発展的に解釈・適用してきたことの結果であるが、実際の観点からいえば、眼前の課題に国連が柔軟かつ実効的に(時に例外的に)対応することを要請する加盟国等の容認又は黙認の結果でもある。この柔軟・創造的な解釈や実際の容認・黙認という点をどのように評価するかについては、少なからず議論がある。

明文規定の文言にとらわれない柔軟かつ創造的・発展的な憲章解釈の実行として、これを積極的に評価する者もあれば、通常の条約解釈の枠組みを逸脱する実行として消極的に評価する者もある。憲章の解釈枠組みに対する立場の違いという意味では、前者は憲章を他の多数国間条約とは性質を異にする「組織法(Constitution)」とみなす立場(組織法枠組み)として、後者は憲章を特別視せず、多数国間条約の1つとして扱う立場(条約法枠組み)として位置づけられる。概ね前者の立場が受け入れられてきているとも考えられるが、いずれを妥当な解釈枠組みとするかについては、学説上は未だ一致を見ていない。それは、双方ともに理論的な問題点が指摘されていることによる。組織法枠組みの立場からは、条約法枠組みが国連の現実の発展状況を説明できていない点(現実不適合性)が批判され、条約法枠組みの立場からは、組織法枠組みが国連の権限拡大への実効的な制約要素を提示できていない点も含め、加盟国の意思から乖離した組織の発展を容認している点(加盟国意思又は同意原則との不一致)が批判されている。加えて、解釈理論上は合法とは言い切れないような安全保障理事会(安保理)の実行を説明する上では、双方ともに理論的な問題がある。それは、憲章の事実上の変容を法的にどのように評価するのかという問題である。条約法枠組みでは、解釈結果による条約修正は認められないため、あくまで解釈の枠内であることを主張する。組織法枠組みでは、解釈理論以外の正当化要素に暗黙裡に依拠するか、理論的説明が十分でないままに事実上の変容を追認するにとどまる。したがって、学説状況からすれば、憲章の事実上の変容を含む国連活動の実態を理論的に説明するには、現実適格的であり、かつ加盟国意思又は同意原則とも適格的である新たな枠組みが必要ということになる。本研究はこうした研究背景から「国連憲章の事実上の変容」というこの理論的課題に取り組むものであった。

## 2. 研究の目的

本研究は、国連が憲章に基づく自らの機能・権限を柔軟かつ創造的に行使した結果、憲章に事実上の変容が生じたと思われる実態を、国際法及び国際組織法からなる既存の分析枠組みに、法社会学的要素、憲法学的要素及び行政法学的要素を導入することで、これを再評価することを目的とした。具体的には、国際法と国際組織法からなる既存の分析枠組みに、法社会学的要素、憲法学的要素及び行政法学的要素を導入することで、憲章の事実上の変容は、国連の機能・権限が示す「公的機関性」及び安保理の機能・権限が示す「公権力性」と、国連と加盟国等のそれぞれの対応が示す「応答性」という2つの要素が結びつき生じていること、憲章の事実上の変容において、国際社会の広範な支持・黙認という「承認」が法的に機能していること、「許可」実行とは、国連憲章が想定した軍事制裁システムが、安保理の公権力的かつ応答的な権限行使と国際社会の「承認」により、新たな「公私協働」的なシステムへと変容したものであること、以上を明らかにすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

まず、憲章の事実上の変容について、憲法学における「憲法変遷」の研究蓄積と、法社会学における社会的要請を組み込んだ法解釈の研究蓄積を踏まえ、検討を進めた。この検討に当たっては、国際法学における伝統的な慣習国際法成立論とは異なる、国連独自の内部慣習法の存立可能性とその法的意義についても併せて分析を試みた。

つぎに、国連を国際社会の「公的機関」として、また安保理の広範かつ強力な権限を「公権力」として仮定するだけでなく、それにとどまらず、「受範者」又は「受益者」たる加盟国等による国連(安保理)側への様々な反応・協力という実態をも考慮した上で、国連(安保理)の機能・権限を法的に評価することを試みた。社会における公的機関と国民(市民)の法的・事実的な関

係に関する公法学と法社会学の研究蓄積を踏まえつつ、国際社会と国連の文脈における「公的機関性」「公権力性」「応答性」の意義と位置づけを明らかにすることを試みた。

そして、学説上の対立がみられた憲章の解釈枠組みについては、法社会学における解釈理論及び社会学的解釈手法に係る研究蓄積を踏まえつつ、条約法枠組みと組織法枠組みとを止揚する解釈枠組みの提示を試みた。例えば、組織法枠組みが重視する「目的論的解釈」と「黙示的権限」の法理に対しては、無制約な権限拡大に対する制約原理として「設立文書の趣旨目的」「任務上の必要性・不可欠さ」が挙げられるが、それらが実効的には機能しない点が批判されている。この点、法社会学的枠組みにおいては、その「趣旨目的」「必要性・不可欠さ」の判断について、設立文書の内在的な要素のみならず、社会的な効果・利益や社会情勢・社会的支持といった外在的な要素も考慮されるため、組織法枠組みの理論的な問題が修正できると考えた。また、設立文書の解釈において加盟国意思又は同意原則との適合性を重視することは、国際組織活動の自律性・独立性を損なうことになるとの批判がある。しかし、国連と加盟国との関係を「応答的法的」の枠組みにおいて再定位した場合、それは同意的正当性 (consensual legitimacy) として、かえって国際組織の活動の妥当性・正当性を高めることにもつながり得ることになると考えた。

#### 4. 研究成果

##### (1) 予備的考察としての変遷理論研究

まず、本研究の遂行上、その理論的検討の中核に位置付けられるところの「憲法変遷」理論の検討を進め、その結果を「国連憲章の事実上の変容に関する予備的考察 脱植民地化における自決の法的権利化と国連総会の権限拡大を素材として」(雑誌論文)にまとめた。

具体的には、憲章の事実上の変容について、脱植民地化プロセスにおける自決の法的権利化と国連総会の権限拡大を検討の素材とし、憲法学における「憲法変遷」「憲法慣習」「習律」等に係る研究蓄積を確認・検討しつつ、国際法学における伝統的な慣習国際法成立論とは異なる、国連独自の内部慣習法の存立可能性とその法的意義についての分析・考察を行った。ここでは、「憲法変遷」理論を国際法次元、特に憲章の枠組みに準用するにあたり、国際組織の設立文書に関する現行国際法の解釈理論の修正、及び国際組織法における慣習法形成に係る現行国際法理論の再検討、各国憲法と国際組織設立文書、そして国内法秩序と国際法秩序との法構造的異同を踏まえた上での国際法次元における変遷理論の適用可能性の実証、以上が理論的に解決すべき課題として浮かび上がった。この二つの課題は、グローバル化した国際社会における国際法理論それ自体の再検討への要請に対応していると同時に、国際組織法理論の発展・精緻化の要請とも対応していたため、そこで研究代表者が着目したのが、グローバル社会における公法研究や「(国際)公法再検討」理論、そしてグローバル公法の模索といった先行研究であった。

##### (2) グローバル公法・「(国際)公法再検討」理論の研究

つぎに、本研究目的の達成において現行国際法理論の修正・再検討が必要であったため、研究の射程をグローバル公法理論や「(国際)公法再検討」理論へと拡大し、さらなる検討を進めた。具体的には、国際法秩序における法定立・解釈適用において(主権国家の)同意を不可欠かつ重要な考慮要素と位置付ける、いわゆる「同意原則」について、この原則の適用が柔軟かつ発展的な国連の解釈実行との間で対立あるいは齟齬をきたしている点(いわゆる「フランケンシュタイン問題」)をどのように理論的に処理するのかという課題に取り組まなければならないところ、その課題の克服方法については、例えば公法理論に基づくアプローチや、同意的正当性の法社会学的(あるいは社会契約論的)再定位など、グローバル化した国際社会の実態に即した(国際)公法の在り方を模索する複合的・多層的なアプローチが有用であると考えに至った。

勿論、国内公法理論をそのまま国際次元の国際組織法に適用できるわけではない。例えば、ラフリン(Martin Loughlin)のように公法を「政治法」と捉え、これを「実定法」と「制定権力に係る」法の二層で理解する方法も、ウォルドロン(Jeremy Waldron)のように民主主義を法のPublicness にとっての重要な要素とみなす方法も、これらが国内社会及び国内法を起点としている点に注意しなければならない。グローバル公法理論や「(国際)公法再検討」理論においても、グローバル化社会の現状を踏まえて公法の再定位が行われているわけであって、両理論の射程範囲に国際社会の問題が含まれていないわけではないが、国際社会における「民主主義」の「担い手」として誰を指定するのか、国際社会における「政治法」は果たしてどのような形で存在し得るのかという問いは、やはり国内・国際次元の構造的相違を意識した上で慎重に検討すべき問題であって、先行研究が展開した理論的枠組みを安易に適用することは危険であるといえる。したがって、現に加盟国の同意が国連の合法的活動の実効性と正当性の基底に位置し、国連の解釈実行においても安易に看過することが許されない法的「重み」を有していることに変わりはないという点に留意する必要がある。換言すれば、私法的な意味での同意的正当性(=同意原則)をア・プリオリなものとして全肯定ないし全否定するのではなく、むしろ、国連実行に対する実際の法解釈やその政治的正当化において私法的な「同意原則」に修正・変更をもたらしている原則や理論を解明・特定することが重要であるといえる。その意味で、「公法再検討」理論が国際組織法理論に「どのように・どの程度で適用可能なのか」、そして「適用がなされた場合の理論的な効果・影響とは何か」を検討することは、国際組織の文脈における加盟国同意の現代的位置づ

けの再定位に密接に結びついているといえる。

例えば、国際組織法の定立・解釈を加盟国の同意に基礎づける同意原則を超えるような形での、国際組織の設立条約の非公式の改正や変更、言い換えれば「憲法変遷」理論に類する「憲章変遷」理論の論証もまた、「公法再検討」理論の国際組織法理論への適用と結びつく。そこでは、憲章慣習の成立及び「憲章変遷」が、加盟国による実行及び同意を超えた、ある種の国際社会による「承認」によって生じる可能性を検討することにも通じる。後者の検討については、国際組織における立法に係る先行研究を踏まえる必要があり、また、慣習法に関する膨大な先行研究も当然関わってくることは明白であり、国際組織の文脈における同意原則の内実それ自体の特定に係るため、包括的・総合的な検討を必要とする点が今後の課題といえる。

### (3) 国際組織法理論への公法アプローチ導入の研究

翻って国際組織法の研究状況を概観すると、国際組織におけるいわゆるフランケンシュタイン問題に対処する一つの方策として公法アプローチの導入が図られることが少なくない。例えば国際組織法研究の第一人者であるクラバース (Jean Klabbers) は、国際組織法研究における機能主義偏重を厳しく批判しつつ、公法アプローチの導入と国際組織による (国際責任法では免責され得る問題に対する) アカウンタビリティの徹底を主張する。他方で、国際組織の実行上法的に重要とされる同意原則は、むしろ機能主義偏重の表れの一つとして包摂され、同意原則に伴う問題をいかに克服するのかという理論的関心は閑却されている。他方でダスプルモン (Jean d'Aspremont) は、このフランケンシュタイン問題を契約主義と立憲主義の対立とみなしつつ、国際組織法理論は逆説的だがこの対立をディシプリンの前提・要とし、これを機能主義によって克服しようとさえしていると指摘しており、その立場の相違は対照的である。

国際組織法理論への公法アプローチの導入の問題については、その検討結果を “Principal-Agent Theory and the Law of International Organizations: A Methodological Perspective” (雑誌論文) にまとめたが、研究代表者の検討結果からすれば、クラバースによる機能主義的国際組織法研究への批判は理論的に問題をはらむ。確かに、国連をめぐる法的問題として、条約である憲章とその解釈主体である加盟国という法的関係を重視する国際法の認識枠組み (条約法枠組み) と、この関係性を厳格には捉えず、国連の自律的・発展的な実行を法解釈上も合法的なものとして許容する国際組織法の認識枠組み (組織法枠組み) との対立が生じている。クラバースはこの対立を機能主義偏重の国際組織法理論の構造的な問題と捉えるが、しかし当該対立は国際組織法理論に起因する問題とは言い難く、むしろその批判は、国連とその法における存在論的実現過程 (同意原則)・目的論的実現過程 (組織法の柔軟性・発展性)・義務論的実現過程 (公的機関としてのアカウンタビリティの要請) という憲章法体系の複合・多層的特徴を認識できていないことによる批判であると考えの方が妥当である。

勿論、国際組織法理論への公法アプローチ導入それ自体が否定されるものではない。そもそも公法アプローチの導入が提唱された理由は、国際組織法理論における機能主義批判及び国際組織法の改善の提案にあった。この導入を「理論的処方箋としての公法アプローチ」と定位するならば、他方で、ボグダンディ (Armin von Bogdandy) のようにグローバル化した国際社会における法と組織の在り方を問う議論の一部としても公法アプローチの導入が図られている (「引照基準としての公法アプローチ」)。この両者の違いに留意しつつ、それぞれの公法アプローチの特徴と問題を把握することが、国際組織法理論の発展及び精緻化において特に重要である。

前者は、機能主義がもたらす問題への批判・処方を目的とする性質上、国際組織法の基礎部分を構成する国際法の基本的な問題 (例: 同意の問題) への取り組みから離れる傾向にあり、また後者は、グローバル社会における「公法」の在り方そのものを問うという性質上、その理論的軸足を具体的にどの公法 (憲法・行政法) に置くのか、その基礎的要素である「権力」「権威」「強制」「拘束力」「正統性」「同意・承認」の扱いをどう考えるのかについて、大きな振幅が生じる傾向にあるといえる。両者の比較検討から本研究に関して現時点で指摘できるのは、機能主義においても国際組織法においても、グローバル化した社会に適合する形で国家の同意の問題にいかに関与するのか、国家の同意の問題といかに整合性を保ちながら国際組織がその実効性を発揮し、また、その法的・政治的な責任を果たしていくのかという理論的課題である。主権国家体制や国家の同意の問題は、グローバル化した国際社会の統治の在り方と、それに対応することが求められている国際組織及び国際法の在り方にも当然関連している。その意味でも、国際組織法理論と国際法理論との接点である解釈論や権限論の再検討も同じく議論の俎上に載せられる。国際組織法の研究遂行にあたっては、多様なアプローチを用いつつ相互に関連する問題に対処するという、総合的・多層的な分析と考察が必要となるといえる。

### (4) 国連憲章に違反する実行又は未規定の実行が有する規範的意味の研究

「憲法変遷」については「社会学的意味での変遷」と「法解釈学的意味での変遷」とがあるところ、後者が補充慣習ではなく違法慣習の成立を伴うものであるという点と、違法慣習が法適用の「例外」と解釈実行の実態面で重なり合う点に着目しつつ、国際組織法における規範的な「空白」に対する解釈実行と国際法における「例外」について検討を進めた。前者については、国連憲章発足後に憲章に規定されていた「国連軍」の実体化に失敗した事態に対し、それへの対応として登場した三つの実行、すなわち朝鮮国連軍、国連平和維持活動、そして安保理「許可」実行

を比較検討することで、国連憲章の規定及びその趣旨目的が、これらの三つの実行の具体化に対してどのような影響(「憲章の規範的影響」)を及ぼしたのか、影響があるとして、その影響はどのような実態を有しているのかを明らかにしようと試みた。この分析にあたっては、憲章の規範的影響を積極的影響と消極的影響、そして *contra legem* な影響と *praeter legem* な影響に分類しつつ、三つの実行において憲章の規範的影響の表れ方に相異が生じたことの法的な含意の抽出に努めた。この検討結果は、「国連集団安全保障制度の機能不全に対する代替実行と国連憲章の規範的影響との関係性に関する分析 『許可』実行の認識・分析枠組の精緻化に向けて」(雑誌論文)にまとめた。後者については、憲章規定の「不適用」を伴う事例が憲章の解釈実行上の「例外」と一般にみなされることに着目し、安保理による「許可」実行を国際法上の「例外」理論研究の枠組みにおいて再検討し、その結果を「国連安全保障理事会による『許可』の法的位置づけ再考 法の不適用と例外、そして憲章変遷に着目して」(雑誌論文)においてまとめた。先行研究の検討において明らかになった点としては、「例外」理論においては論者によって差異はあるものの、ある法的ルールが適用可能ではあるものの何らかの理由・根拠付けによりこれを不適用とする法的技術を「例外」と位置付け、適用可能性の一時停止や制限に係る「逸脱」「射程制限」あるいは一般的適用を前提とする「違法性阻却事由」といった類似の法的技術と区別することの重要性であり、「例外」の機能として立証責任の分配があげられる点である。また、「例外」の利用には権限機関の判断が介在するところ、その判断においてはルール適用がそのルールの目的に反する場合に適用理由が存在しないものと処理する場合(無効化としての例外)と、適用理由は存在するが比較衡量の結果不適用が妥当として処理する場合(反証としての例外)とがあり、特に後者では、社会的要請による不適用や、適用がかえって不利益を生じさせることを回避するなどの衡量が機能し得る。この点は先に述べた国際組織の柔軟かつ発展的な活動と衝突し得る同意原則問題を克服するものとして、社会的「承認」が果たす役割の論証に肯定的に資する可能性があるものといえる。

#### (5) 憲章変遷の一つの理論的該当事例としての安保理「許可」の法的位置づけの研究

憲章に明文規定がないとされる安保理による加盟国への武力行使等の「許可」の実行が、事態の例外性や対応の必要性を根拠としつつ幾度も実施され、その後容認され慣行化したという状況を法的にどのように理解すべきかという問題について、これまでの学説の立場は、その法的位置づけを憲章規定に求めるもの(第42条説、第39条説、第51条説)と、法概念・理論を用いて定位するもの(権限委任説、黙示的権限説、違法性阻却説、除外説)とに概ね大別されてきたが、依然としてその法的位置づけについての通説的理解は確立していない。研究代表者は、法の不適用を法適用機関が判断する「例外」という枠組みにおいて安保理の「許可」実行を捉え直し、違法性阻却事由や射程制限など先行研究が採用してきた論拠と比較検討した。その結果、これを憲章規定の不適用によって加盟国の特定の行動を例外的に合法と認める行為(有権的例外化)と位置づけること、決議678以後の慣行化を「後に生じた慣行」ではなく「憲章変遷」と位置づけること、以上の方が理論的・実態的に適合的であるとの結論に至った。この結果については先述の雑誌論文においてまとめた。

「憲章変遷」の理論的適用事例としての検討の結果については、変遷の成立要件としての違法慣習の成立に関して、その客観的要件としての「法的確信」をどのように確認するのが課題となるところ、国際組織法の枠組みとグローバル公法・公法再検討理論の知見を引照するならば、「憲法変遷」における法的確信の位置づけに倣い、国際組織の特性や国際社会と法のグローバル化などを考慮した「諸国の一般的受容」など、より緩やかな要件で充足されると考えることが重要であると考えに至った。具体的には、安保理の解釈実行に対する法的な評価・賛否の反応を、憲章の真正な解釈者としての加盟国に限定するのではなく、憲章の解釈実行が日々多種多様なアクターによって行われている現状を踏まえてその考慮対象を拡大すること、換言すれば、「諸国の一般的受容」を、加盟国を含む多様な「解釈共同体」の見解・解釈を反映した「国際社会の一般的受容」と捉え直し、多種多様な解釈アクター間での「共有度」やそこで共有された見解の「成熟度」によってその法意識ないし「法的確信」を判断することに有意さを認めることであるといえる。

「国際社会の構成員」である加盟国は、同時に市民社会や学者・専門家、多国籍企業などのグローバル化した国際社会における多様な「解釈共同体」の一部であり、グローバル社会における公的機関性を投影された国連の実行にも、この「解釈共同体」への応答的な対応が見られる。実際、安保理による「許可」が当初白紙委任的なものとして批判されたが、後に制限的なものへと修正されていったこともその一例として挙げられる。グローバル化した国際社会を単に時間的・空間的・活動的拡張において認識するのではなく、多種多様なアクターが関わる応答的な政治・統治・運営活動の萌芽した関係秩序とみなし、かつそこでの権力・利益・規律活動を公的・私的両面で再定位しつつ、公的機関としての国連と憲章を中心とするその組織法の実現過程を精緻に分析し再構造化することが、国際組織法の理論的に求められる方向性であると考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 佐藤量介	4. 巻 12
2. 論文標題 国連安全保障理事会による「許可」の法的位置づけ再考 法の不適用と例外、そして憲章変遷に着目して	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際法研究	6. 最初と最後の頁 53-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Ryosuke SATO	4. 巻 89
2. 論文標題 Principal-Agent Theory and the Law of International Organizations: A Methodological Perspective	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 成城法学 (Seijo Law Review)	6. 最初と最後の頁 157-197
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 佐藤量介	4. 巻 88
2. 論文標題 国連集団安全保障制度の機能不全に対する代替実行と国連憲章の規範的影響との関係性に関する分析「許可」実行の認識・分析枠組の精緻化に向けて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 1-105
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤量介	4. 巻 86
2. 論文標題 国連憲章の事実上の変容に関する予備的考察 脱植民地化における自決の法的権利化と国連総会の権限拡大を素材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 成城法学	6. 最初と最後の頁 121-256
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 佐藤量介
2. 発表標題 国際の平和及び安全の維持に関する国連憲章の発展・変容 法の不適用と例外に着目して
3. 学会等名 第417 回東大国際法研究会（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------